中小企業・農林水産業輸出代金保険の国別引受基準について

平成29年４月１日　17 - 制度 - 00086
沿革　令和７年３月14日　一部改正

中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年４月１日　17 - 制度 - 00048）第16条第１項第１号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記のように定める。

記

国又は地域ごとに定める引受基準は、日本貿易保険が定める「国別引受方針」（以下「国別引受方針」という。）に基づき、次のとおりとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。

１　引受国

引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「引受可能」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域を支払国（保証国がある場合には保証国。以下２及び３において同じ。）とする輸出契約（４に該当するものを除く。）については、保険契約を締結する。

２　条件付引受国

条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国又は地域及びキューバをいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約（②のただし書きに該当するもの及び４に該当するものを除く。）については、次のとおり取り扱うものとする。

①　『Ｌ／Ｃ条件』欄に「有」と記載のある国又は地域を支払国とする輸出契約については、当該輸出契約の代金の全部について、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ＩＬＣ」という。）により決済される場合に保険契約を締結するものとする。この場合において、ＩＬＣの取得された日以降、株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）はてん補する責めに任ずることとする。

なお、輸出契約の代金の一部がＩＬＣによる決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。

②　国別引受方針の『その他条件』欄に記載のある国又は地域を支払国とする輸出契約（ただし、イラン及びロシアについては、仕向国、支払国又は保証国を当該国とする輸出契約）に係る保険契約については、当該記載内容を適用する。

③　キューバが支払国となる輸出契約については、個別案件の決済可能性を勘案の上、引受可否を決定する。また、輸出契約の代金の全部について、Banco Nacional de Cubaが発行するＩＬＣによる決済を行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合、当該ＩＬＣの取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時においてＩＬＣを取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。なお、輸出契約の代金の一部がＩＬＣによる決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。

「株式会社日本貿易保険は、Banco Nacional de Cubaが発行する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

④　西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け輸出契約においては、保険契約の締結に際し保険契約に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争・革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」

３　特定制限国

特定制限国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「原則引受停止」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約（４に該当するものを除く。）については、保険契約を締結しない。

ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約については保険契約を締結する。

①　政府開発援助契約等（「別紙２　政府開発援助契約等」に規定するものをいう。）

②　下記（ⅰ）、（ⅱ）のいずれかに該当するもの

（ⅰ）　日本又は第三国（引受停止国及び特定制限国を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上ＧＳ格、ＧＡ格若しくはＧＥ格又はＳＡ格に格付けされているものに限る。以下３において同じ。）が発行又は確認するＩＬＣにより決済される輸出契約

（ⅱ）　支払が第三国となる輸出契約

なお、上記（ⅰ）に該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、ＩＬＣ取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

また、上記（ⅰ）又は（ⅱ）に該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。

（注１）政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。

イ　輸出契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。

ロ　輸出契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国の銀行が発行若しくは確認するＩＬＣにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、ＩＬＣの取得日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

（注２）輸出契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認するＩＬＣにより決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、ＩＬＣの取得日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

（注３）上記（注１）ロ又は上記（注２）に該当する場合（ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約にあっては、上記①、②（ⅰ）又は（注２）に該当し且つ支払国がイラクとなる場合）であって、保険契約の申込時においてＩＬＣを取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、保険契約の申込時において海外商社名簿について（平成29年４月１日　17－制度－00074）第１条に基づき作成された海外商社名簿上ＧＳ格、ＧＡ格、ＧＥ格又はＳＡ格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不

能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」

４　引受停止国

引受停止国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国又は地域並びにキプロス北部トルコ占領地域及びジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国をいう。当該国又は地域が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約については、上記１から３までにかかわらず、保険契約を締結しない。

５　仕向国、支払国及び保証国

上記１から４までにおける仕向国、支払国及び保証国については、「別紙１　仕向国、支払国及び保証国の取扱い」により取り扱うこととする。

６　その他

公的輸出信用と贈賄に関するＯＥＣＤ理事会勧告に基づく基準に適合しない輸出契約については、保険契約を締結しないこととする。

附　則〔抄〕

附　則〔令和７年３月14日〕

この改正は、令和７年４月１日から実施する。

［別紙１］

仕向国、支払国及び保証国の取扱い

1　輸出契約の仕向国は、以下によるものとする。

①　貨物の最終到着地の属する国

②　本邦内において貨物の受渡しを行う輸出契約の場合は、輸出契約に定める最終仕向地の属する国（輸出契約に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約の相手方が所在する国）

2　輸出契約の支払国は、以下によるものとする。

①　輸出契約の相手方が所在する国

②　輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国

3　輸出契約の保証国は、以下によるものとする。

①　ＩＬＣにより決済を行う場合は、ＩＬＣ発行銀行の所在する国（ＩＬＣ発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国）

②　確認付のＩＬＣの場合は、当該ＩＬＣの確認銀行が所在する国（ＩＬＣ確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国）

［別紙２］

政府開発援助契約等

政府開発援助契約等とは，次に掲げる借款等（注）により決済される輸出契約をいう。

１　決済がＬ／Ｃスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金のいずれかにより行われる借款等

（１）　日本政府が行う円借款等政府開発援助
（２）　国際協力銀行に係る貸付契約
（３）　国際復興開発銀行（ＩＢＲＤ）借款
（４）　国際金融公社（ＩＦＣ）借款
（５）　国際開発協会（ＩＤＡ）借款
（６）　アジア開発銀行（ＡＤＢ）借款
（７）　米州開発銀行（ＩＤＢ）借款
（８）　欧州開発基金（ＥＤＦ）借款
（９）　欧州投資銀行（ＥＩＢ）借款
（10）　国際農業開発基金（ＩＦＡＤ）借款
（11）　欧州復興開発銀行（ＥＢＲＤ）借款
（12）　アフリカ開発銀行（ＡｆＤＢ）借款
（13）　アフリカ開発基金（ＡｆＤＦ）借款
（14）　カリブ開発銀行（ＣＤＢ）借款
（15）　アンデス開発公社（ＣＡＦ）借款
（16）　中米経済統合銀行（ＣＡＢＥＩ）借款

２　日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等

注：保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済）であることを書面にて確認できる場合に限る。